

第9回 南相馬市復興整備協議会特別会議 議事録		
日 時	平成26年11月28日(金) 13:30~13:50	
場 所	福島県庁本庁舎5階 正庁	
復興整備事業	太陽光発電施設整備事業(新規3地区)	
出席者 (敬称略)	南相馬市	復興企画部次長 植松 宏行 新エネルギー推進課長 志賀 俊一
	復興庁	福島復興局 参事官 堀川 昌昭
	農林水産省	東北農政局農村計画部 農村振興課長 清水 一教
	福島県	企画調整部土地・水調整課主幹兼副課長 永澤 英樹 〃 地域政策課長 嶋原 孝之 農林水産部農業担い手課長 大竹 浩二 土木部参事 梅津 達男 〃 都市計画課長 関根 康孝 〃 まちづくり推進課長 木村 勝美

○協議内容

1、開会(南相馬市復興企画部企画課復興推進係 花岡)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告:公開として報告
- ・傍聴人への注意事項

2、議事

南相馬市復興整備協議会規約第7条により、南相馬市長代理人の植松復興企画部次長が議長となる。

(議長:南相馬市復興企画部次長 植松)

議事に入る前に南相馬市の現状と課題について南相馬市より説明します。

(説明者:南相馬市復興企画部企画課復興推進係 花岡)

それでは、南相馬市の現状と課題について説明いたします。

【現状と課題について説明】

(議長:南相馬市復興企画部次長 植松)

ただいま、南相馬市から説明のあった現状と課題について、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：南相馬市復興企画部次長 植松)

それでは議事に入ります。

前回、復興整備協議会会議を平成 26 年 8 月 1 日に開催し、南相馬市復興整備計画の変更についてお諮りしたところだが、本日はその計画の更なる変更についてお諮りします。

変更点は 1 点でございます。

太陽光発電施設整備事業の実施にあたり、2 ha を超える農地転用が必要となることから、これを記載した土地利用方針の変更について、お諮りします。

それでは南相馬市から復興整備計画（案）について説明願います。

(説明者：南相馬市復興企画部 新エネルギー推進課長 志賀)

南相馬市復興整備計画（案）についてご説明申し上げます。

【様式第 2、構想図、事業総括図、様式第 8 により説明】

(議長：南相馬市復興企画部次長 植松)

ただいま、南相馬市から説明のあった計画について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：南相馬市復興企画部次長 植松)

特に意見がないようですので、2 ha を超える農地転用については農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の清水様、本計画の土地利用方針について同意することにご異議はございませんか。

(出席者：東北農政局農村計画部農村振興課長 清水)

今回の計画変更については、現時点で直ちに営農再開することが困難な地域において実施されるものであり、やむを得ないものと理解しております。今後、南相馬市において同様の事業が計画される際は、地域の営農再開に支障を及ぼさないよう、営農者や発電事業者、関係機関と、立地場所の選定も含め十分な調整を図って頂くようお願い致します。

(出席者：南相馬市復興企画部新エネルギー推進課長 志賀)

御指摘の点につきましては、十分に留意し、関係者や関係機関との協議を進めさせていただきます。

(議長：南相馬市復興企画部次長 植松)

2 ha を超える農地転用を記載した土地利用方針につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。ありがとうございました。

以上で、議事を終了いたします。

3、閉会（南相馬市復興企画部企画課復興推進係 花岡）

○協議結果

・太陽光発電施設整備事業（3地区）について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林水産大臣の同意を得た。